



お知らせ!

静岡県道路交通法施行細則の一部改正

平成 21 年 2 月 2 日 施行

自転車の傘差し運転

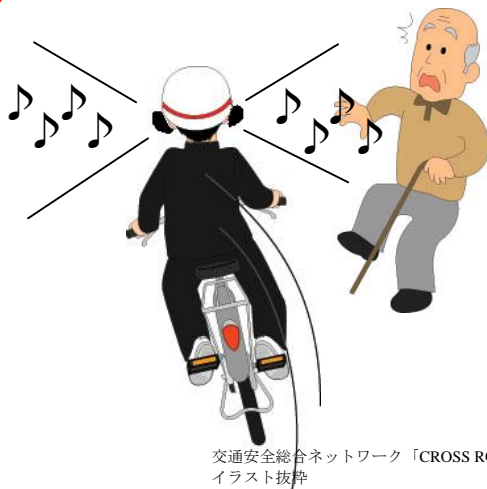
禁止

傘（日傘も含みます）を差して自転車を運転することを禁止します。

静岡県道路交通法施行細則第 9 条第 3 号
罰則 5 万円以下の罰金



交通安全総合ネットワーク「CROSS ROAD」より
イラスト抜粋



交通安全総合ネットワーク「CROSS ROAD」より
イラスト抜粋

ヘッドホンをつけての運転

禁止

カーオーディオ等で大音量を発生し、又はヘッドホン等を使用して音楽等を聞くことなどにより周囲の音が聞こえないような状態で、車や自転車を運転することを禁止します。

静岡県道路交通法施行細則第 9 条第 5 号
罰則 5 万円以下の罰金

幼児 1 人をおぶひもで確実に背負った状態での二人乗りができることとなりました。

二人乗り可能

二人乗りができる場合

- ◎ 16 歳以上の運転者が 4 歳未満の子ども 1 人をひも等で確実に背負っている場合（新設）
- ◎ 16 才以上の運転者が幼児用の乗車装置を設けて 6 歳未満の者 1 人を乗車させる場合（現行）
- ※ ただし、1 人を背負い、1 人を乗車装置に乗せた状態での 3 人乗りはできません。

静岡県道路交通法施行細則第 7 条第 1 号
罰則 2 万円以下の罰金又は料

おぶひもでしっかり背負ってヘルメットも忘れずにね!



交通安全総合ネットワーク「CROSS ROAD」より
イラスト抜粋

※ 従来は、幼児用の乗車装置を設けて 6 歳未満の者 1 人を乗車させる場合を除き、運転者以外の者を乗車させることはできませんでした。



静岡県警察
自転車カルガモ作戦実施中

